

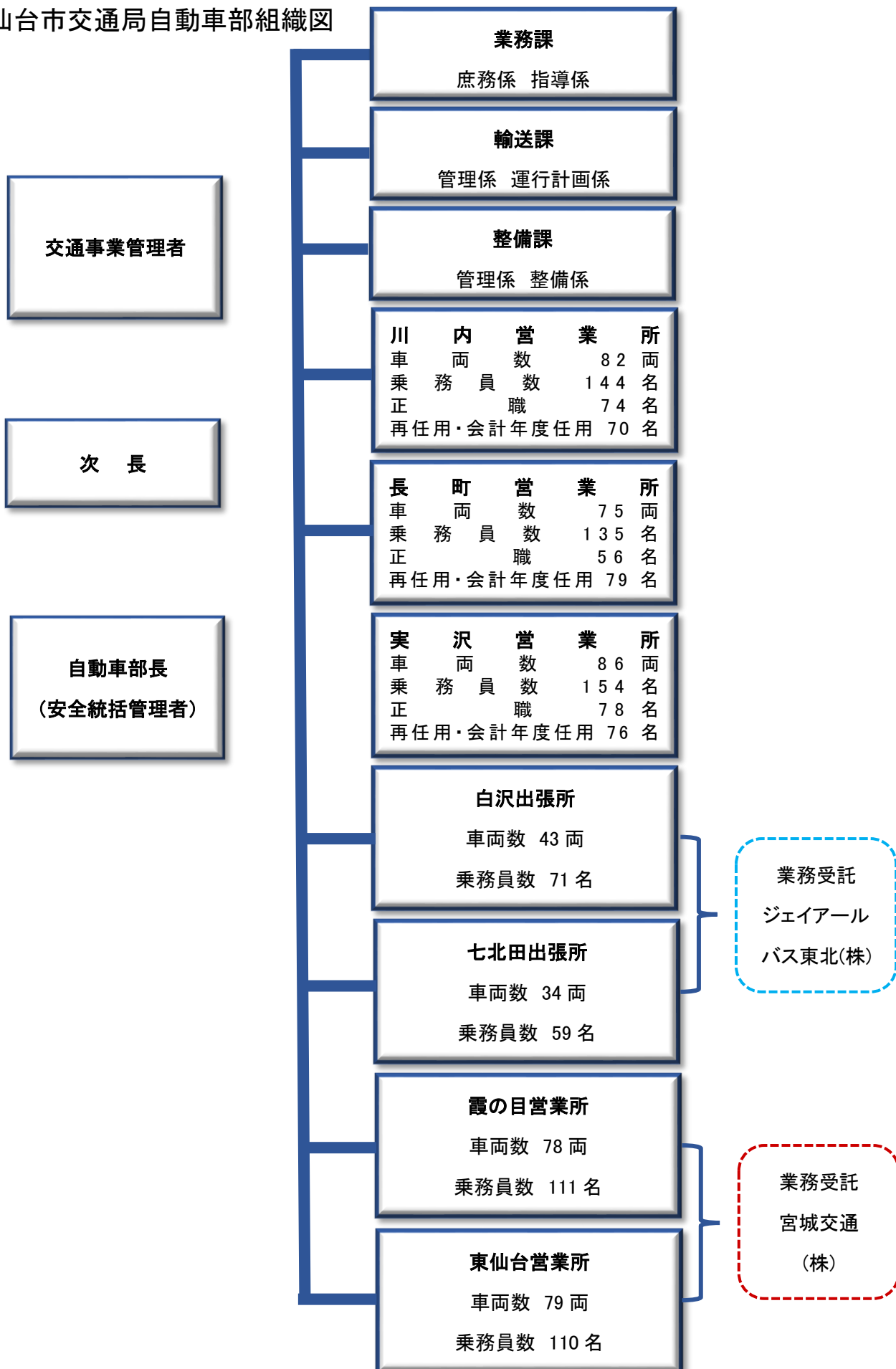
令和2年度 自動車事業安全報告書

～運輸安全マネジメントに関する取組みについて～



令和3年7月
仙台市交通局

仙台市交通局自動車部組織図



※車両数, 乗務員数は令和2年4月1日時点

は じ め に

仙台市交通局では、「仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程」に基づき、お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識するとともに、「仙台市交通局安全方針」を平成29年9月12日に制定し、更なる輸送の安全の確保と向上に努めております。

本書は、「旅客自動車運送事業運輸規則(平成22年国土交通省令第30号)」に基づき立案した、令和2年度の輸送の安全に関する目標の達成状況、各種計画の実施状況及び事故やお客様から頂いたご意見等の情報を公表するものです。

目 次

I 輸送の安全に関する基本的な考え方	1～2
II 安全への取り組み	2～3
III 令和2年度輸送の安全に関する重点取組項目	4～5
IV 令和2年度輸送の安全に関する目標と結果	5～6
V 令和2年度輸送の安全に関する計画の実施結果	6～19
VI 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告	19～20

I 輸送の安全に関する基本的な考え方

1. 仙台市交通局安全方針

バスと地下鉄においては、それぞれの安全管理規程で「安全に関する基本的な方針」を定めていましたが、二つの事業の安全に関する基本方針の趣旨をまとめ、その趣旨をより簡明な形にすることで、全ての職員に一層の浸透を図り、輸送の安全を確保するために、平成29年9月に「仙台市交通局安全方針」を制定しました。

◎仙台市交通局安全方針

私たちは、市民の信頼にこたえるため、お客様の安全を何よりも大切にし、新人からベテランまですべての職員が責務を果たし安心してご利用いただけるバス・地下鉄を目指します。

- 一、安全最優先を心に刻み、職務に専念します。
- 一、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
- 一、行動規範に従い、確実に業務を実践します。
- 一、安全への取組みを、絶えず見直し改善します。

2. バスの安全確保における基本理念

安全方針を実現するため、仙台市交通局自動車運送事業安全管理規定に次のような前文を掲げ、自動車運送事業における安全確保に向けた基本理念を明確にしています。

私たちは、お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努めなければならない。とりわけ、悲惨な事故により、お客様の貴重な生命が一瞬にして失われることを忘れてはならず、未然に事故を防止することが私たちに課せられた責務である。

交通事業管理者及び職員は、輸送の安全の確保、法令の遵守、厳正な職務遂行を基本理念とし、市民の足として信頼されるよう、輸送の安全対策に全力を挙げて取り組まなければならない。

ここに、その不断の取組により、組織全体として安全文化の風土をつくり、輸送の安全の確保を最優先とする事業運営を行うため、この規程を制定する。

3. 輸送の安全に関する職員の行動規範

私たちは「お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努める」という強い決意で、職員一丸となり、お客様に安心してご利用いただけるよう行動します

1. 安全最優先の原則
全職員が安全意識を高く持ち、輸送の安全の確保を最優先します
2. 関係法令等の遵守
法令及び規程を遵守し、業務の基本を忠実に遂行します
3. 接客・接遇の基本
お客様の声を大切にするとともに、お客様の立場に立った接客・接遇に努めます
4. 状況の認識（ヒヤリハット情報に係る取組み）
リスクの所在などについて広く関心を持ち、危険察知能力の向上に努めます
5. 確認の励行
業務の実施に当たり、経験や憶測によらず確認を徹底します
6. 事故及び災害時の対応
迅速かつ適切な対応を行うとともに、人命の安全を最優先に行動します
7. 不断の努力
常に問題意識をもって、知識、技術、技能の向上に努め、輸送の安全の確保に取り組めます

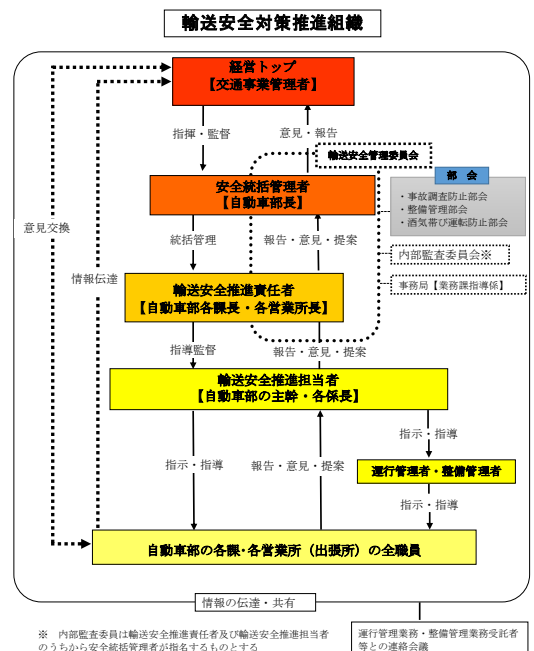
4. 職員のモットー三則

- ・お客様の安全を何よりも優先します
- ・お客様にまごころを込めて接します
- ・法令を遵守し他車に運転の模範を示します

II 安全への取り組み

1. 安全管理体制

交通事業管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括する安全統括管理者をはじめ各管理者を定めるとともに、各管理者の役割を明確にして安全管理体制を確立しています。



2. 安全管理方法

仙台市交通局安全マネジメント会議を定期的に開催し輸送の安全確保に関する取組が確実に実施されているか進捗状況を確認し、その評価(検証)・改善を行うなど、PDCA サイクルにより安全管理に取り組んでいます。

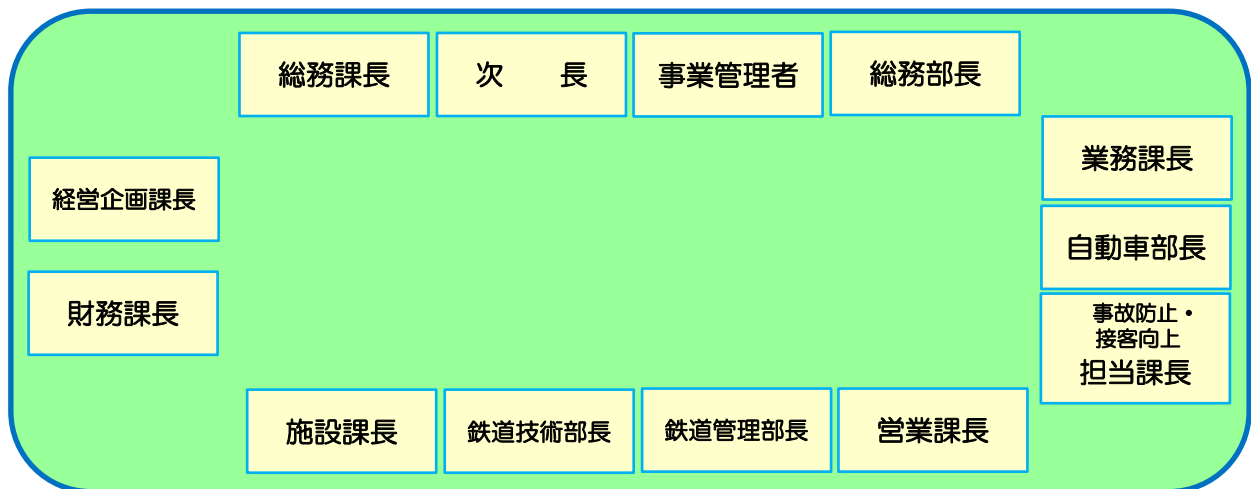
3. 安全マネジメント会議

交通事業管理者が主宰し、開催しています。

四半期ごとに輸送の安全に関する重要な事項について協議し、平成2年度輸送の安全に関する目標及び計画の進捗状況や安全対策への取り組み、改善等について確認しました。

・実施日

6月5日(金)・10月29日(木)・12月24日(木)・3月18日(木)



4. 輸送安全管理委員会及び各部会の開催

- ①安全管理規程第13条に基づき、輸送の安全の計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査、研究等を行うため、輸送安全管理委員会を20回開催しました。
- ②安全管理規程第13条に基づき、事故調査防止部会を9月4日(金)に開催し、鉄道施設との接触事故の再発防止を図るための原因究明及び調査等を行いました。
- ③安全管理規程第13条に基づき、整備管理部会を毎月開催し、車両故障の防止のための調査及び研究等を行いました。
- ④安全管理規程第13条に基づき、酒気帯び出勤防止部会を6月5日(金)に開催し、酒気帯び出勤の再発防止を図るための原因究明及び調査等を行いました。

5. 事故審査委員会の開催

・事業用自動車の運転中の法令違反等による事故惹起者の処分の審査について、自動車事故審査委員会を3回開催しました。

Ⅲ令和2年度輸送の安全に関する重点取組項目 (安全管理規程第7条関係)

【重点取組項目】

1. 心のこもったお客様案内の実践

- (1)「動きます・止ります」の案内で車内事故防止に努めます。特に高齢者には、より一層安全に配慮します
- (2)お客様への案内は“ゆっくり、はっきり、丁寧に”お客様の顔を見て行います
- (3)バス停手前ではバス停名を案内し、お客様に安心して乗降していただくともに、未済発車や運賃の誤徴収を防ぎます

2. バス停付近での事故防止

- (1)ドア開閉操作の手順を遵守します
- (2)発車する際は、車内ミラーと目視により、お客様(特に高齢者)が完全に着座したこと、つり革・握り棒に掴ったことを確認し、一呼吸おいてから発車します
(3秒ルールの順守)
- (3)発車する際は、「動きます」や「発車します」のアナウンスを行ってから、後方の安全確認を行い、緩やかに発進します
- (4)降車扱いの際は、お客様に体を向けて対応し、バスから離れたことを確認するまでドア操作レバーに手を置きません

3. 交差点での事故防止

- (1)一般車・歩行者の不安全な行動を予測した運転をします
- (2)交差点手前では、アクセルから足を離し、イエローストップを励行します
- (3)信号機のない横断歩道で横断しようとしている人を見かけたら、必ず止まります
- (4)右左折する際は、最徐行で走行し、右折時はゆっくり大きく回り、左折時は左に寄って徐行又は停止し、ハンドルを真っ直ぐに戻してから緩やかに加速を始めます
- (5)右左折する際は、視野・死角・内輪差等の構造上の特性を把握し、事故防止に努めます

4. 自転車・バイクとの事故防止

- (1)自転車・バイクの側方を通過する際は減速し、安全な間隔を確保します
- (2)左折する際は、巻き込みを防止するため、併走する自転車・バイクに注意を払うとともに、安全に停止できる速度で走行します

5. 車線変更時の事故防止

- (1)車線変更する際は、後方の確認だけでなく、前方の状況も視野に入れて行います
- (2)前車との車間距離を十分に確保します
- (3)車列の横を走行する際は、他車の急な割込みも予測しながら走行します

6. 構内・回転場・起終点での事故防止

- (1) 出入庫する際は一旦停止し、通行する歩行者・二輪車・他車の動向を確認します
- (2) 後退する際は、焦らず後方の安全確認を確実にいきます
- (3) 営業所・駐車場・回転場等においては、車両が動かないよう左前タイヤの前後に輪止めを
施します

【その他取組項目】

1. 現場からの報告の徹底

- (1) 運行中に事件・事故・トラブルなどが発生した場合は、些細なことであっても現場から営業所
へ報告を徹底します

2. ヒヤリハット情報の活用

- (1) 事故の未然防止のため、ヒヤリハット情報を積極的に報告します
- (2) ヒヤリハット情報を事例集や映像などで共有し、報告があった箇所を運行する際は細心の注
意を払います

3. エコドライブの実践（安全・環境・燃費の向上）

- (1) 発進時は緩やかに、停止時はやさしいブレーキ操作を行い、事故防止とお客様への安心感
を提供します
- (2) アイドリングストップを実践し、燃料の節約を図ります

IV 令和2年度輸送の安全に関する目標と結果

(安全管理規程第6条関係)

1. 重大事故・有責事故抑止目標と実績

	目標件数	実績件数
重大事故	0件	4件
有責事故	74件	88件

〔有責事故種別件数〕

	令和2度	〔参考〕平成元年度
物損事故	59件	66件
衝突	36件	38件
物件衝突・他	23件	28件

人身事故	29件	40件
車内人身	12件(※ 2件)	24件(※3件)
衝突人身	13件	12件
歩行者・二輪車・他	4件	4件
合 計	88件	106件

※車内人身のうち、停車中の事故件数

[10万kmあたりの有責事故件数]

	令和2年度	[参考] 平成元年度
総走行距離	16,494,767km	16,890,241km
件 数	0.53件	0.63件

2. 路上故障抑止目標と路上故障件数

	目 標	実 績
路上故障件数	49件	81件

3. 接客サービス向上の目標

① 市バスモニター平均点

	目標平均点	実 績
モニター平均点	35.9	35.8

② 苦情抑止目標件数

	目 標	実 績
苦情件数	60件	74件

V 令和2年度輸送の安全に関する計画の実施結果 (安全管理規程第7条関係)

【実施期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日】

1. 輸送の安全確保に関する意識の徹底及び関係法令等の遵守

(1) 運行管理業務点検・指導

①業務課職員による点呼状況の確認及び助言・指導を行いました。

・実施日：4月22日・5月21日・7月22日・9月23日・11月19日・12月10日

②各営業所長・主幹による点呼状況の確認及び助言・指導を行いました。

・実施日：毎月1回 営業所ごと(川内営業所・長町営業所・実沢営業所)

(2) 安全総点検の実施

年末年始における輸送の安全を確保するため、実施計画を策定し、各営業所及びバスターミナル等で安全総点検を実施しました。

・実施日

12月14日(月)実沢営業所・白沢出張所

12月15日(火)東仙台営業所・霞の目営業所

・七北田出張所

12月16日(水)川内営業所・長町営業所

12月17日(木)木町通駐車場・新寺駐車場

・仙台駅西口バスターミナル

・旭ヶ丘バスターミナル



(3) 交通事業管理者・安全統括管理者等による営業所の巡視

年度始めや年末年始などに、関係法令等の遵守及び安全最優先の徹底並びに輸送の安全に関する計画への取組み状況を確認するため、各営業所の巡視を行いました。

・実施日

4月2日(木)・6月24日(水)・6月25日(木)

8月1日(木)・9月19日(木)・11月13日(水)

12月25日(水)



(4) 輸送の安全に関する意見交換会の開催

乗務員とコミュニケーションの充実を図るため、意見交換会を行い、乗務員から安全に対する心構え・実践事項・意見・提案等を聞き、交通事業管理者等から意見に対するコメントを行い、安全意識の高揚を図りました。

①交通事業管理者・安全統括管理者等との意見交換会

・実施日：7月9日 長町営業所

7月16日 実沢営業所

7月22日 川内営業所



②安全統括管理者・自動車部各課長との意見交換会

- ・実施日:11月 6日 実沢営業所
- 11月10日 川内営業所
- 11月24日 長町営業所

③営業所長との意見交換会

- ・実施日:毎月1回 営業所ごと(川内営業所・長町営業所・実沢営業所)

(5)乗務員のPDCAの実施

年度初めに、会計年度任用職員の乗務員を対象として1年間の具体的な行動計画(項目:安全確保と接客向上に関するもの)を定め、評価し、改善するためのPDCAを実施しました。

(6)輸送の安全に関するアンケート調査の実施

交通局の安全に関する取組を職員等がどのように認識しているか、課題は何かを「目に見える形」で把握することを目的として実施しました。

・全体的な傾向

前回実施したアンケートと比較し、管理部門と乗務部門の両部門とも、輸送の安全に関する項目をはじめ全ての項目について肯定する意見が前回調査を上回る結果となりました。

(7)添乗指導

本庁自動車部、業務課職員及び営業所の管理要員が事故惹起者、苦情惹起者、採用後1年未満の乗務員及び各研修受講終了者等に対し事故及び苦情等の再発防止を目的として、運転操作や接客案内の状況を把握し適切な指導を行うため、自動車運転者添乗指導要領に基づき添乗指導を実施しました。

- ・添乗指導件数:559件

(8)街頭指導

業務課職員及び営業所の管理要員等が、仙台駅前周辺、主要停留所及び交差点において、交通法規や服務規律の遵守状況、アイドリングストップの実施状況を確認し、必要に応じて乗務員の教育・指導を実施しました。

- ・マナーアップ強化日:毎月1日・15日(7:00~8:00)

仙台駅バス停留所・他主要バス停留所・交差点において実施しました。

- ・接客サービス強化日:毎月10日・20日(7:00~8:30)

巡回指導調査を仙台駅周辺・市内中心部・主要バス停留所・地下鉄主要駅周辺・各回転場付近において実施しました。延べ101名の乗務員に対してお客様への接客案内と事故防止に努めるよう指導・助言しました。



(9)コンプライアンスの推進

法令等の遵守をはじめ、職員が公務員として行動の根本とすべきルール、心構えとして、「職員の行動の根本原則」と「四つの実践行動」を出勤点呼時や朝礼等で唱和を行うとともに、研修会や個人面談等で徹底を図りました。

■職員の行動の根本原則

その判断が最善であると市民に説明できますか？

■四つの実践行動

- 一. 私は、市民の視線を大切に、仕事をします。
- 二. 私は、法令等を遵守し、公務内外にわたり、高い倫理観を持って行動します。
- 三. 私は、正確性を期し、積極果敢に仕事をします。
- 四. 私は、チーム力を高め、より良い仕事をします。

(10)ヒヤリハット体験の活用

ドライブレコーダーの映像を基に、“危険体験「ヒヤリハット」事例”の DVD と冊子を作成し、営業所にフィードバックすることで事故の未然防止を図りました。また、「ヒヤリハット報告強化月間」(4月・6月・9月・10月・12月・3月)を設定し、情報収集に努めるとともに意識の高揚を図りました。

・報告件数:194件(前年度204件)



2. 輸送の安全に関する内部監査の実施

安全管理規程第19条第1項及び輸送の安全に関する内部監査要領の規定により、輸送の安全に関する業務体制が、適切に確立、実施若しくは維持され、又は機能していることを確認するために、内部監査を実施しました。

①安全マネジメント内部監査委員研修

内部監査委員の知識の向上を目的として、独立行政法人自動車事故対策機構(以下「NASVA」という。)作成のパワーポイントの教材を活用し、仙台市交通局内部監査委員として必要な知識等について研修を実施しました。

・実施日及び受講人数:10月23日 13名

②内部監査委員会

安全管理規程第20条に基づき、内部監査の実施内容を検討及び検証するため、内部監査委員会を3回開催しました。

・実施日:10月29日(木)・1月28日(木)・2月25日(木)

③内部監査の実施

ア 被監査部署及び実施日

交通事業管理者	6月26日(金)
川内営業所	11月25日(水)
安全統括管理者	12月4日(金)



長 町 営 業 所	12月 8日(火)
実 沢 営 業 所	12月22日(火)
業 務 課	1月 7日(火)

イ 監査対象期間

・各営業所及び業務課 令和元年10月1日～令和2年3月31日

ウ 監査結果

被監査部署	総 括
川内営業所	<p>【是正改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗務員指導の書類がファイリングされているが事故・苦情に対する指導がない。 ・運行管理日報・運行管理申し送り簿等の一部記載漏れ(1月9日) ・路上故障の記録が記載されていない。(12月19日) ・事故惹起者研修の回数が合わない。 業務課で実施した研修はありましたが、営業所で実施した研修のファイルがなかった。 <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務課から送られてくるヒヤリハットを、営業所別に区分けし、営業所独自で年度別に解りやすく地図に表示している。 ・昨年より添乗指導件数が増加しており、モニター評価にも良い影響が出ている。 また、今年度の事故を分析しベテランの事故が増加したことで、ベテラン乗務員に添乗することで、PDCA サイクルを回している。 <p>【フォローアップ監査実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月3日(水) <p>【フォローアップ監査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善事項について、措置内容が確認できた。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、輸送の安全を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施し、安全に関する各種取組状況・課題等を正確に把握し、更なる安全性の向上に努められるよう期待します。 また、継続して乗務員とのコミュニケーションを積極的に行い、風通しの良い職場環境づくりに努めるとともに、輸送の安全に関する取組を、より効果的なものにスパイラルアップされることを期待します。
長町営業所	<p>【是正改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び安全管理文書等に照らし監査を実施した結果、営業所における安全管理体制及び安全マネジメント関係文書の作成、ファイリングが適正に機能し処理されていることが確認され、指摘事項は見当たらなかった。 <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期毎にヒヤリハット情報を路線図に記載して掲示し、危険個所の見える化を実施している。 ・営業所の事故事例、苦情内容を運管前モニターで紹介し見える化を実施している。 <p>【フォローアップ監査実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし

被監査部署	総括
長町営業所	<p>【フォローアップ監査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送の安全性を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施し、各種取組み状況、課題等を正確に把握し、更なるスパイラルアップを期待します。
実沢営業所	<p>【是正改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年12月7日及び令和元年12月15日点呼簿の押印漏れがある。 (始発地へ直で運行している際、当務者の押印がない) ・乗務員台帳に、一部、作成日時の記載漏れがある。 ・乗務員台帳に健康状態の記載がない。 ・有責事故惹起者に対する研修において、一部、記録がない。 ・有責事故惹起者に対する研修において、指導・監督を確認できるものがない。 ・令和元年10月10日体調不良等により欠勤した職員を乗務員健康管理簿ではレ点でチェックしている。(出勤扱いとしている) ・令和元年10月11日及びR2年2月8日 運行管理日報へ鉛筆で記入されている。 ・令和2年2月2日運行管理日報が修正テープにより修正されている。 ・令和2年3月6日運行管理日報の車両状況が印刷された台数のままとっている。 ・令和元年11月15日運行管理日報へ事故記載がない。 ・令和2年1月24日及び令和2年2月3日 運行管理日報へ路上故障の記載がない。 <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期毎にヒヤリハット情報を路線図に記載して掲示し、危険個所の見える化を実施している。 ・営業所の事故事例、苦情内容を運管前モニターで紹介し見える化を実施している。 <p>【フォローアップ監査実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月15日(月) <p>【フォローアップ監査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善事項について、措置内容が確認できた。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の指摘事項は、ヒューマンエラーに起因する事項が多く散見されたことから、内勤者一人ひとりの意識の向上が図られることで防止できるものと感じました。今後とも、輸送の安全を最優先に、継続的に安全重点施策の取組みを実施するとともに、輸送の安全に関する各種取組状況や課題等を把握し、更なる安全性の向上に努められますよう期待いたします。 また、引き続き、積極的に乗務員とコミュニケーションを図り、風通しのよい職場の環境作りに努めるとともに、更なるスパイラルアップに繋げていただきたいと思います。
業務課	<p>【是正改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・收受印が令和2年4月1日付の国土交通省及びバス協会の通達が令和元年度にファイリングされていた。 ・令和元年度内部監査実沢営業所・輸送課の実施結果報告がファイリングされていない。 ・交通局庁舎1階で紙媒体にて公表していたものが昨年度のものであった。 <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱や要領及び各種マニュアルが見やすくファイリングされている。

被監査部署	総括
業務課	<p>・お客様からの電話等の苦情に対しての受付簿「お客様の声」として処理している。</p> <p>【フォローアップ監査実施日】</p> <p>・令和3年2月18日(木)</p> <p>【フォローアップ監査結果】</p> <p>・改善事項について、措置内容が確認できた。</p> <p>【総括】</p> <p>・業務課の内部監査について、輸送の安全性を図るため、安全重点施策や様々な研修の実施を通して、安全や接客に対する意識の浸透を図りながら、事故防止と接客向上に向けた取組みを継続的に行うことを期待したい。また、今後も新任乗務員の育成強化を継続し、乗務員や管理要員等からの意見を積極的に取り入れる組織体制の構築を期待したい。</p>

3輸送の安全に関する教育及び研修等の実施

(1) 集合研修

①事故削減プロジェクト研修 [年15回開催 175名受講]

安全・確実・快適な輸送を提供し、お客様に信頼される公営交通を持続するため、乗務員に求められる知識及び安全運行に欠かせない運転行動等のスキル向上を目的に、次の内容で実施しました。

◎外部専門講師

- ・本局で発生している事故、苦情の傾向および要因
- ・事故、苦情を防止するための知識や運転行動
- ・グループワーク 1
危険予測
- ・グループワーク 2
事故分析と対策

◎実技研修

- ・急停車時の対応
- ・3秒ルールの再確認及び交差点内ブレーキ踏みかえ実践
- ・事故発生時の対応手順再確認



◆外部講師による講義

②新規採用乗務員教習

大型二種免許所持者の採用に加え、「バス運転手教習生」として大型二種免許を持たない方を採用し育成を行いました。

大型二種免許所持者については、法令に基づく適性診断や道路交通法等の座学教習、更には路上での運転教習及び、お客様を乗せての見習い運転等、2か月間の研修を実施しました。

バス運転手教習生については、自動車学校に通学し免許を取得した後、大型二種免許所持者と同様に座学教習や実車教習を行うほか、大型車両特有の感覚や特性について5ヶ月を掛けて研修を実施しました。

- ・バス運転教習生 4月1日採用 5名 ・ 7月1日採用 4名 ・ 12月1日採用 5名
- ・大型2種免許所持者 10月1日採用 4名

③実務経験1年未満研修

新規採用乗務員研修時に習得した業務知識及び技術の理解度を深めるとともに事故防止等の再認識を図る目的で実施しました。

・実施日及び人数

10月1日(木)・10月2日(金)・10月6日(火) 合計 30名

④実務経験3年未満研修

該当者なしため未実施

⑤接客サービス向上(CS)研修 [年15回開催 177名受講]

バス乗務員として求められる接客サービスに不可欠な知識の習得及び対応等のスキル向上を目的に、次のとおり実施しました。

◎ 接客マニュアルの説明

○ 接客の基本

○ 接客のアナウンス例

○ 苦情・要望・ご意見への対応

○ 接客マニュアル DVD 視聴

◎ 外部専門講師

○ ブラッシュアップセミナー [学んだ知識を磨きなおす]

○ 接客対応のロールプレイング研修

○ アサーティブコミュニケーション講座 [相手を尊重しながら、適切に自己表現を行う方法]

○ 車内で使える簡単な英会話の実践



⑥副所長・運行管理者研修

管理監督者として高度な知識及び各種対応等の習得を目的として開催しました。リスク管理を研究している民間保険会社の講師を招き、「交通事故ゼロを目指して」と題して講義を受けました。第1回は、事故発生時の対応について、基本的な流れや役割分担などの振り返りの研修を実施し、第2回は、指定業務職研修の受講に振り替え判断能力向上及び部を越えた職員同士のコミュニケーションについての研修を実施しました。

・第1回7月1日(水)・7月2日(木)・7月3日(金) 44名受講

・第2回2月9日(火)・2月17日(水)・2月18日(木) 23名受講

⑦正職員採用時研修

正職員に採用された乗務員に対し、バス乗務員として必要な接客や運転等の基本に立ち返ることを目的として3日間の研修を行いました。

・実施日及び受講人数:5月26日(火)・5月27日(水)・5月28日(木) 23名

⑧再任用職員研修

再任用職員として心構えを確認するとともに、あらためて接客や運転等の基本に立ち返ることを目的に2日間の研修を行いました。

・実施日及び受講人数:5月15日(金)・5月20日(水) 18名

⑨新任運行管理者研修

運行管理業務に必要な知識と技能の習得のための研修を実施しました。

・実施日及び受講人数:3月1日～3月31日(24日間) 6名

⑩整備管理者研修

整備管理者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

・実施日及び受講人数:3月24日(火)川内整備工場・長町整備工場・実沢整備工場各管理者 3名

⑪整備管理者の補助者研修

各営業所の整備管理補助者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

・実施日及び受講人数:7月20日(月)川内営業所 4名, 7月30日(木)長町営業所 2名
7月31日(金)実沢営業所 3名

(2)現場研修

①スキルアップ研修

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、乗務員が遵守すべき事項に関する知識、事業用自動車の安全運行に必要な技能及び知識の習得を目的に研修を実施しました。

・年4回実施(計4時間) 延べ1734名受講

②安全運転者研修会

春と秋の全国交通安全運動期間中、各営業所において所轄警察署より講師を招き、交通事故の防止及び運転マナーの向上を図る目的で研修を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

③職場研修(自主研修)

交通事故の防止と接客・接遇の向上、飲酒運転防止を図る目的で研修を実施しました。

・実施日:毎月1回

(3)派遣研修

①交通安全研修所派遣研修

営業所の管理監督者を対象に、エコドライブや運行管理業務の高度な知識の習得及び、運輸安全マネジメントに基づく実践的な技能・知識を習得させるため、(株)クレフィール湖東交通安全研修所へ職員派遣を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

②他都市派遣研修

他事業所が取組んでいる事故防止及び接客向上並びに運転技術等の視察を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

4. 委託事業所に対する業務内容の点検

(1) 指導・監督実施状況の確認

輸送の安全に関する委託業務履行状況及び乗務員の指導・監督等について、毎月1回調査を実施しました。

(2) 受託事業者との連絡会議等の開催

①安全輸送連絡会議

受託事業者の安全統括管理者等との情報の共有及び事故防止対策等について意見交換を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

②合同連絡会議・・・毎月1回開催

輸送の安全に関する情報の共有及び事故防止対策等を目的に開催しました。

③路上故障分析等連絡会議・・・毎月1回

車両の点検、整備に関する情報の共有及び路上故障防止対策等を目的に開催しました。

④労働安全衛生等に係るヒヤリング及び現場指導を実施しました。・・・年1回(工場)

5. 輸送の安全に関するその他の取組み

(1) 事故抑止運動

①営業所毎に有責事故抑止目標を設定し、積極的に交通事故の抑止に努め、輸送の安全確保に取り組みました。また、年間有責事故抑止目標を達成した事業所を表彰しました。

・実施期間:通年

・抑止目標達成:長町営業所・実沢営業所・霞の目営業所

②事故防止の意識を高めるため、毎日の始業点呼時に運行管理者が安全目標を指示し、乗務員が復唱しました。

・実施期間:通年

③宮城県、宮城県警察等主催の交通安全啓発キャンペーン「セイフティ123運動」への参加を促し、交通事故防止の意識の高揚を図りました。

・参加チーム19チーム 57名参加

④安全運動及び季節の事故防止運動を実施しました。

・高齢者交通安全の日・・・毎月1日

・自転車交通安全の日・・・毎月15日

・飲酒運転根絶運動の日・・・毎月22日

・夕暮れ時の交通事故防止運動(ラ・ラ・ラ・運動)・・・10月1日～1月31日

・冬道の安全運転123運動・・・12月1日～2月28日

⑤春、秋の交通安全運動の取り組みとして、関係機関・団体等と連携し交差点等において街頭キャンペーンを実施しました。

・実施日：4月7日（大町交番前交差点）・4月8日（河北新報前交差点）・4月10日（旧電力ビル前交差点）・4月10日（定禅寺・国分町交差点）・4月13日（仙台二高・美術館前交差点）・4月15日（錦町公園前交差点）

(2) 事故防止コンクール等の実施

①年間事故防止コンクールで最優秀の営業所を表彰しました。

・実沢営業所

②連続して100日間有責事故が無かった事業所を表彰しました。

・実沢営業所（4/9～7/17）・長町営業所（4/17～7/25）・東仙台営業所（9/19～12/27）

③春、秋の交通安全県民総ぐるみ運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検に合せ、輸送の安全に対する意識高揚を図る目的でコンクールを実施し、有責事故の少ない事業所を表彰しました。

・春の事故防止コンクール 最優秀賞：川内営業所・霞の目営業所・白沢出張所

・秋の事故防止コンクール最優秀賞：実沢営業所・長町営業所

・年末の事故防止コンクール 最優秀賞：実沢営業所・東仙台営業所

(3) 事故原因分析及び教育・指導の実施

事故の再発防止のため、各営業所に於いてドライブレコーダーの映像等を活用し、事故の原因及び分析を行いました。

また、業務課の職員（元警察官OB）が事故惹起者に対して、事故防止の留意点・危険の予測及び回避等について4時間～8時間の指導を実施しました。

・30件実施



(4) エコドライブの取組み

エコドライブに対する意識の高揚及び環境保全、燃費削減に努め交通事故の未然防止を図りました。

・推進強化月間：7月・2月

・推進強化日：毎月第1水曜日

(5) 職員の健康管理

①健康診断の実施

労働安全衛生法に基づく健康診断を行い、職員の健康の確保を図りました。

・定期健康診断 484名 ・特定業務従事者（深夜業務従事者）の健康診断 246名

②各種検診の実施

人間ドックや各種がん検診等を保険者と連携して実施するとともに、脳ドックについては、自己負担金に対する助成制度を設けて受診促進を図りました。

③SAS(睡眠時無呼吸症候群)対策

バス運転時の眠気を起因とした重大事故を防止するため、SAS治療を要する職員に対し、毎月1回、管理職員の面談による治療状況の確認を行いました。また、SASの早期発見と治療勧奨を図るため、2年に1回、簡易検査を実施し、必要に応じて精密検査を受診させました。

④保健指導

産業医と看護師が各営業所を定期的に訪問し、職員の健康相談、健康診断結果に基づく受診勧奨や血圧測定を行うなど、職員の健康の保持・増進を図りました。

・産業医訪問 年2回 ・看護師訪問 月4回

⑤ストレスチェックの実施

職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、年1回、ストレスチェックを行い、職員の心理的な負担の程度を把握し、高ストレス者に対しては、必要に応じて医師による面接指導を実施しました。

⑥個人面談

各営業所長及び主幹が、健康診断結果に基づき年3回個人面談を実施し、助言・指導を行いました。

(6)運転コンテストの開催

競技を通じて、プロドライバーとして基本運転の重要性を再認識するとともに、安全意識の更なる向上による事故の未然防止を目的として、運転コンテストを実施しました。

直営3営業所から選ばれた9名と各委託業者から選ばれた6名の乗務員が、設定したコースを制限時間内(12分)に走行し、基本運転やマイク案内等が正しく行われているかを競い合いました。

- ・実施日時:10月15日(木) 12時30分～
- ・実施場所:実況営業所構内
- ・団体優勝:実況営業所



◆運転コンテスト実施状況

(7)運転適性診断の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、各適性診断を受診させ、診断結果を指導・助言に常時活用しました。また、適性診断の活用方法を習得するため、各営業所等の管理要員がNASVAの活用講座を受講しました。

- ・初任診断19件・一般診断113名・適齢診断5名
- ・特定診断I 3名受講
- ・活用講座4名受講

(8)酒気帯び出勤根絶の取り組み

- ・毎日の点呼や勤務確認の際に、翌日が勤務の場合の飲酒を控える旨を声掛けをしました。
- ・年2回の健康診断を基に、職員に対し管理職が個人面談を行い、飲酒による身体への影響について説明しました。(年3回)
- ・酒気帯び出勤根絶についての啓発文書を発出しました。

(9) 接客・接客コンクールの実施

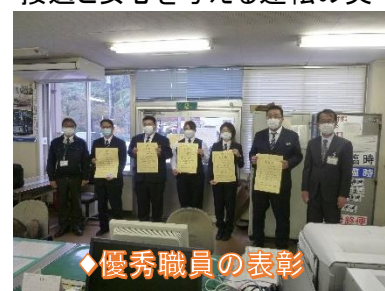
接客・接客と安心を与える運転の向上を図るため、営業所・出張所対抗の接客・接客コンクールを実施し、最優秀事業所を表彰しました。

- ・最優秀事業所：霞の目営業所
- ・実施期間：6月1日～7月31日
- ・対象事業所：委託事業者を含む全事業所で実施

(10) 市バスモニターの実施及び接客態度優秀職員の表彰

本局管理要員及び職員によるバス添乗モニターにより、乗務員の接客・接客と安心を与える運転の実施状況について添乗調査を実施しました。

- ・添乗調査件数4,475件
- ・1月～6月期 接客態度優秀職員表彰者63名
- ・7月～12月期 接客態度優秀職員表彰者99名
- ・年間接客優秀職員表彰者10名



(11) 路線巡回の実施及び情報提供

冬期間等において、交通事故の未然防止を図る目的で、次のとおり実施しました。

- ・運行開始前などに、担当路線内の巡回を行い、乗務員に対して、その情報を提供しました。
- ・災害発生時又は自然災害が想定される場合に路線巡回を実施し、情報を提供しました。

(12) 安全だより等の広報誌の発行

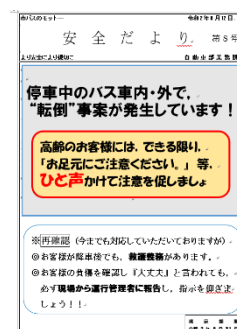
①具体的な取り組み目標を掲げ、交通事故防止や接客サービスの向上を図る目的で「安全だより」「接客だより」を発行しました。

また、緊急な対応を要する場合について速報を発行し周知徹底を図りました。

- ・安全だより発行回数：25回（事故速報・号外含む）
- ・接客だより発行回数：14回

②事故の再発防止を図る目的で、発生した事故内容を「事故速報」として発行し周知徹底を図りました。

- ・発行回数：31回



(13) バス車両の確実な点検・整備の実施

法令に基づいたバス車両の点検・整備を各整備工場で行いました。

(14) バス停留所施設等の安全点検の実施

全ての停留所上屋及び停留所標識を点検し、修繕や清掃を実施しました。

(15) 事故・災害・事件等対応訓練の実施

①秋・春の全国火災予防週間(実施期間: 11月9日～15日・3月1日～7日)に合わせ、庁舎内やバス車内からの火災避難訓練や非常用発電装置を使用した災害対応訓練を各営業所で実施しました。

②不審物対応訓練の実施

バス車内に不審物が残されていることを想定し、乗客等の安全確保と避難誘導、情報伝達等の訓練を実施しました。

・実施日及び参加者人数

11月18日(水) 延べ73名

・井土浜線, 15時41分, 市立病院発沖野4丁目経由荒井駅行のバスが七郷中学校バス停にて、不審者が降車後、車内に不審物が残されているという想定で訓練を実施しました。



6. 輸送の安全に関する投資(決算額)

(1) 車両更新に伴うノンステップ車両購入 《車両購入等 534,050 千円》

※新車25両購入, 中古車両5両購入

(2) バス車両の確実な点検整備の実施 《車両点検費等 1,047,920 千円》

(3) 職員の健康管理 《健康診断等手数料等 8,507 千円》

(4) 運転適性診断 《受診料 398 千円》

(5) 教育及び研修 《講師料等 2,046 千円》

(6) ドライブレコーダーの脱着業務等 《脱着費 3,168 千円》

VI 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告(安全管理規程第22条関係)

1. 国土交通省へ報告した事故件数について

自動車事故報告規則第2条に該当し、国土交通省へ報告した事故件数は4件でした。

令和2年度重大事故等の内容

	事故発生日	発生状況	根拠規定
1	10月9日	バス停から発車後、現場交差点において、第二通行帯を走行していた相手車両が、急に当バス直前に割り込み左折しようとしたことから、乗務員は急ブレーキを操作し衝突は避けられたものの、その衝撃により乗客が転倒及び握り棒に体を打ちつけた。後刻、転倒し	第2条第7項

	事故発生日	発生状況	根拠規定
		た負傷者は、痛みが治まらないため、医療機関を受診し医師の診断を受けたところ左肋骨骨折と診断された。	
2	2月9日	現場路上において、路肩に歩行者がいたため徐行して安全に通過した後アクセルを踏み込んだところ、徐行した際にバス停に到着したと思ひ込み立ち上がった相手方が再加速の動揺でバランスを崩し転倒したもの。後刻、相手方より「痛みが出たため、医療機関を受診する」と連絡があり、診断の結果、右肋骨骨折と診断された。	第2条第7項
3	2月12日	現場バス停において乗降取り扱いの際、最後に乗車した相手方が手摺につかまったものの、バスが発進した際、別の手摺に掴まろうとしたことから、発進の動揺でバランスを崩し客席の手摺に右脇腹を打ちつけた後、転倒したもの。後刻、相手方より「痛みがあるので医療機関を受診する」との連絡があり診断の結果、右肋骨骨折と診断された。	第2条第7項
4	2月18日	営業運行中の乗務員から所属出張所に、「体調が悪い」との無線連絡が入り、連絡を受けた運行管理者が交替乗務員とともに現場に向かい、乗務を交替したもの。その後、当該乗務員は運行管理者とともに救急診療所へ行き、医師の診察を受けた。 翌日、かかりつけの病院で医師の診察を受けた。	第2条第9項

○第2条第7号に該当する事故とは、操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に障害(自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる障害)が生じたもの

○第2条第9号に該当する事故とは、運転手の疾病等により乗務を交替したもの

2. 国土交通省への報告した車両路上故障件数について

自動車事故報告規則第2条第11号に該当し、国土交通省へ報告した車両路上故障件数は55件でした。

令和2年度車両路上故障項目別(単位:件)

かじ取り装置	0	緩衝装置	3	付属装置	1
制動装置	7	動力伝達装置	10	電気装置	8
走行装置	2	原動機	36	車体	14

○第2条第11号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。

自動車事業安全報告書に関するお問い合わせ

この安全報告書の内容や取組みについて、ご意見をお寄せください。

【仙台市交通局自動車部業務課】

TEL:022-224-5111(代)

FAX:022-224-5510

Email:kot050310@city.sendai.jp

【仙台市交通局ホームページ】

<https://www.kotsu.city.sendai.jp>